

平成 26 年 4 月 16 日  
十日町市総務部財政課

## 現場代理人の常駐義務緩和（兼任）措置について

平成 25 年度に発生した台風 18 号における災害からの迅速な復旧を図ること及び国の経済対策事業の進捗を図るため、十日町市における現場代理人の工事兼任要件の緩和措置については、平成 27 年 3 月 31 日まで延長します。

### 【対象工事】

以下の要件を満たす工事を 5 件まで兼務できます。

1. 十日町市が発注した工事（上下水道局発注工事を含む）であること。
2. 兼任する工事の当初請負（契約）金額の合計が 7,000 万円未満であること。
3. 常に市及び工事現場間の連絡が取れる体制にあること。

### 【手続き】

受注者は、現場代理人を兼任しようとする場合は、「現場代理人兼任届」を提出してください。

1. 現場代理人を兼任しようとする場合は、兼任する工事の監督員それぞれに「現場代理人兼任届」を提出してください。
2. 既に兼任中の現場代理人が別の工事の現場代理人を兼任しようとする場合は、既に兼任中の工事監督員にも兼任届を提出してください。
3. 兼任届を提出後に現場代理人を変更した場合で、変更後の現場代理人が他の工事を兼任している場合も同様に提出してください。
4. 兼任届を提出した後に、現場代理人の変更以外で同届の内容に変更が生じても同届の再提出を行う必要はありません。

### 【注意事項】

現場代理人は複数の現場を兼任する場合でも、十日町市建設工事請負基準約款第 10 条の規定を順守し、各工事現場の安全管理等を徹底してください。

現場の管理に不備が認められた場合は、現場代理人の兼任を認めない場合があります。

現場代理人と建設業法に規定する主任技術者等は兼ねることができませんが、請負金額 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上は専任としなければなりません。

ただし、平成 26 年 2 月 3 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知により、請負金額 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事において

主任技術者と現場代理人を兼務している場合は、専任の主任技術者の工事兼務の緩和による条件（別紙 専任の主任技術者の工事兼務要件緩和措置について参照）を満たすことで2件まで兼務することができます。